

## 茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター事業について

### (目的)

本事業は、乳幼児及び児童の保護者に関する相互援助活動を行うことにより、多様化・複雑化する保育要望にきめ細かく対応するとともに、乳幼児及び児童の保護者が安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

### (事業実施日時)

平日（月曜日～金曜日）午前9時から午後5時まで  
ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

### (会員の名称)

- (1) 育児の援助を受けたい会員を依頼会員という。
- (2) 育児の援助を行いたい会員を支援会員という。
- (3) 育児の援助の依頼及び支援の両方を行いたい会員を両方会員という。

### (援助活動の場所)

原則として支援会員の自宅で行う。ただし、依頼会員と支援会員の間で合意があるときは、この限りではない。

### (援助活動の対象)

生後3ヶ月の乳児から小学校6年生までの児童

### (援助活動の内容)

- (1) 保育所・幼稚園・小学校・児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで子どもを預かる。
- (2) 保育施設等の終了後、子どもを預かる。
- (3) 保育施設等への子どもの送迎を行う。
- (4) その他、冠婚葬祭等の臨時的・突発的な事情により子どもを預かる。

### (業務内容)

アドバイザーを配置し、次の業務を行う。

- (1) 事業内容の周知及び啓発に関する業務
- (2) 会員の募集、登録の受付事務その他会員組織の運営に関する業務
- (3) サブリーダーの選任、育成指導に関する業務
- (4) 会員の相互援助活動の調整に関する業務

- (5) 会員に対する研修会、講習会、及び会員の交流会に関する業務
- (6) 利用費助成に関する業務
- (7) 会員間のトラブルへの助言
- (8) 各種関係機関等との連絡調整に関する業務

(サブリーダー)

アドバイザーが会員の中からその地域の世話役として適任と思われる者を選任する。  
サブリーダーの役割は次のとおりとする。

- (1) アドバイザーと会員との連絡調整
- (2) アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の調整
- (3) センター広報紙の編集や会員交流会及び研修会の企画などへの参加
- (4) センターの開設時間外等、アドバイザーが対応できない場合の突発的な依頼に対し支援会員の紹介を行う。

(利用料金の一部負担)

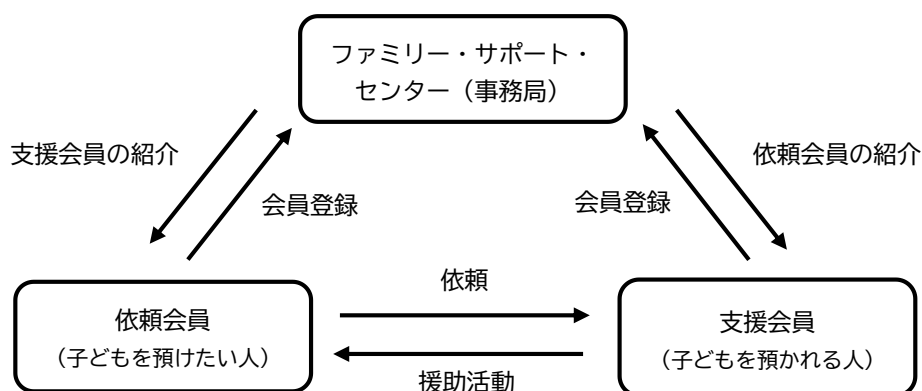


図 ファミリー・サポート・センター事業の仕組み

支援会員の援助活動に対して、依頼会員から支援会員に利用料を支払う。

利用料金の一部について、指定管理者から助成する。

指定管理者は、依頼会員又は支援会員の口座情報を収集、管理し、助成額を会員の口座に振込む事務を行う。

市は指定管理者に対してあらかじめ負担見込額及び振込手数料相当額を指定管理料として支払い、指定管理者は実費分が確定後速やかに市に精算する。

料金体系は次表のとおり。

表 ファミリー・サポート・センターの利用料金と助成

対象	利用料金 (1時間当たり)	助成額 (1時間当たり)	支払額 (1時間当たり)
第3子以降	700円 (900円)	700円	0円 (200円)
ひとり親世帯		300円	400円 (600円)
生活保護世帯			
非課税世帯			
上記以外の世帯	200円	500円 (700円)	

※平日6時～20時以外、土日祝日、年末年始は括弧内料金。

※きょうだい預かりの場合、2人目以降は利用料金、助成額ともに半額となる。

※第3子以降、ひとり親世帯、生活保護世帯、非課税世帯、助成を適用するには、依頼会員からの申告を必要としている。

※利用料金の授受は会員同士で行う。会員同士の合意があれば、電子マネーでの支払いも可能。